

社会福祉法人信愛会 役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は社会福祉法人信愛会定款第4条に規定する理事監事(以下「役員等」という。)の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 役員等が当該法人の理事会及び監事の監事監査、又は県若しくは社会福祉研修センターが主催する会議及び研修に要する費用弁償の額は、日当として1日につき一律5千円を支給する他、旅費として特別養護老人ホーム裕生園旅費規程に基づく旅費を支給するものとする。但し支払方法は職員の旅費支給の例により計算した額とする。

(重複支給の排除)

第3条 常勤の職員が役員等の職を兼ねるときは、費用弁償はしない。

附 則

1 この規程は昭和56年4月1日から施行する。

改正 昭和60年4月1日 (2条)

改正 平成元年12月16日 (2条)

改正 平成5年4月1日 (2条)